令和３年9月15日

(派遣元）

滋賀労働局株式会社　御中

(派遣先）

株式会社ハローワーク

役職 ○ ○ ○ 氏名◇ ◇ ◇ ◇

**延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

　労働者派遣法第40条の２第７項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を通知します。

記

１労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社ハローワーク滋賀工場　滋賀県大津市中央○－○－○

２上記事業所の延長後の抵触日

令和６年１０月１日